

# いじめ対応ガイドライン

長野県岡谷南高等学校

## 【日常的な指導】

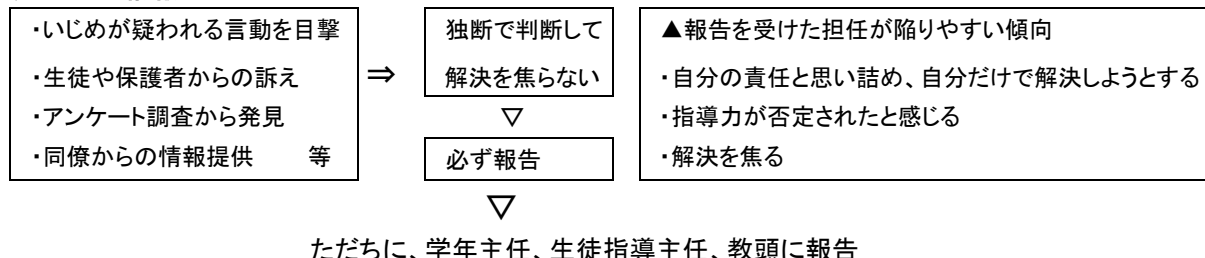
- いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立って、日常的に未然防止に向けた取り組みを行う。
- ・クラスHR、教科科目の授業、部活動などさまざまな場面をとらえていじめを許さない態度の育成に努める。
  - ・「生活アンケート」などにいじめについての項目を加え、いじめについての意識を喚起する。
  - ・携帯電話のメールやブログ、掲示板への書き込みについては折に触れ注意喚起をする。

### いじめの主な様態

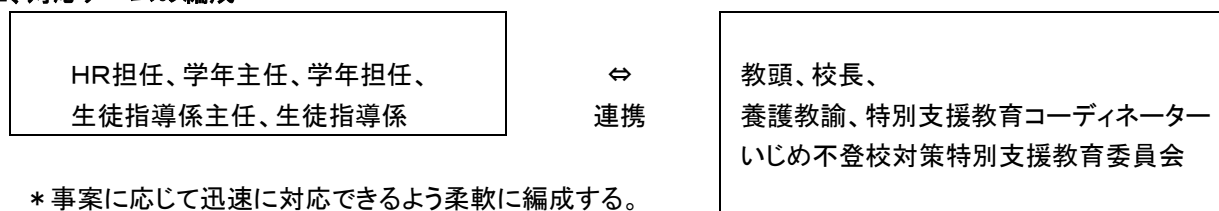
- 言葉による脅し・・・欠点や弱みをとらえて威嚇される、冷やかしやからかい悪口を言われるなど
- 仲間はずし、集団からの疎外・・・話し合いからはずされる、無視されるなど
- 暴力をふるう等・・・ぶつかられる、叩かれる、殴られる、蹴られる、トイレ等に閉じこめられるなど
- 持ち物隠し等・・・金品を隠されたり、盗まれたり、汚されたり、捨てられるなど
- たかり、強要、命令・・・金品をたかられる、嫌なこと、恥ずかしいことをさせられたりするなど
- パソコン・携帯電話での中傷等・・・掲示板等で誹謗中傷されるなど

## 【いじめが発生した場合】

### 1、いじめの情報のキャッチ



### 2、対応チームの編成



### 3、事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。  
聴取は、被害者 → 周囲にいる者（冷静に状況をとらえている者） → 加害者 の順に行う。

#### 事情聴取の際の留意事項

- ・全力で取り組むこと、守りきることを伝え、安心感を持たせる。
- ・先入観を持たずに聴き、勝手な解釈や批判はしない。
- ・性急に聴き出そうとせず、本人からの話をじっくり待つ。
- ・いじめられている生徒や周囲の生徒からの事情聴取は、安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人や場所 時間帯などに配慮して行う。
- ・関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。

#### 4、いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

##### (1) 被害者への対応

###### 〈基本的な姿勢〉

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた生徒に寄りそう。
- ・生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
- ・いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。「いじめられた側にも問題がある」というような発言は絶対にしない。

###### 〈支援〉

- ・学校はいじめを絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ・自己肯定感を回復できるよう、生徒の良さや優れているところを認め励ます。
- ・学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるような教師の存在を教える。

###### 〈保護者との連携〉

- ・事実が明らかになった時点で保護者と連絡をとり、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して生徒を守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から生徒の様子等について情報提供を受ける。
- ・対応を安易に終結せず経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

##### (2) 加害者への対応

###### 〈基本的な姿勢〉

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

###### 〈指導〉

- ・被害者のつらさに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・いじめはけっして許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

###### 〈保護者との連携〉

- ・保護者と連絡をとり、事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。
- ・相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらうとともに、保護者の心情も理解するよう努める。
- ・事実を認めなかったり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の方針、教師の生徒を思う信念を示し、理解を求める。

##### (3) 周囲の生徒、傍観者への対応

###### 〈基本姿勢〉

- ・いじめは、クラスや学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題に、教師が本気で取り組んでいる姿勢を示す。

###### 〈指導〉

- ・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。
- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。

#### 5、地域・報道機関等への対応

- ・校長・教頭が対応に当たり、窓口は一本化する。校長をはじめ学校が一体となって参画していることを示す。
- ・推測・憶測による発信は避け、誠意をもって事実のみ、正確な情報を提供する。
- ・個人のプライバシーや人権の保護を念頭に、守秘義務にも留意し、答えられないものについてはその理由を

明確にする。

・事実を過小に評価している姿勢、扇動的な言葉は避ける。

## 6、警察等関係機関との連携

・暴行や恐喝などの犯罪行為や、個人を誹謗中傷するようなインターネットサイトへの書き込み等、学校の指導の限界を超える深刻ないじめについては、その指導に当たって学校の主体性を維持しながら、保護者合意のもと、警察署と連携して対応することもある。

・社会で許されない行為は子どもでも許されないとの認識に立ち、毅然とした対応をとらなければならない場合には、警察等適切な関係機関の協力を求め対応策をとることも必要である。

・被害者、加害者の身体的、精神的な状況によっては、医療機関やスクールカウンセラーによるケアが必要な場合がある。

### 【「ネット上のいじめ」への対応】

「ネット上のいじめ」の様態

- ① 掲示板・ブログ・プロフでの誹謗中傷の書き込み、個人情報の無断掲載、なりすまし、等
- ② メールでの誹謗中傷、チェーンメール、なりすましメール、等
- ③ その他(ロコミサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷の書き込み、等)

#### 1、対応の流れ

○ ネットいじめの発見／生徒・保護者からの相談

↓

○ 書き込み内容の確認

- ・当該掲示板等のアドレスの確認と記録      ・書き込み内容の保存(プリントアウト)
- ・携帯電話の場合は、画像をカメラで撮影する    等

↓

○ 掲示板等の管理者に削除依頼

- ・「利用規約」等を確認の上、削除依頼を実施
- ・削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報を記載する必要はない。

↓

○ 掲示板等のプロバイダに削除依頼

・管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。

※ 削除されない場合は、依頼メールの内容などを確認する。それでも削除されない場合は、警察や法務局などに相談する。

#### 2、指導のポイント

原則的には、上記 4、に沿って行う。

- 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- 掲示板への書き込みは、匿名で行えるが、書き込みを行った個人は特定されること。書き込みが悪質な場合は犯罪となり、また書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- 掲示板等を含めインターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、危険を回避することにつながる。